

世田谷区みどりとみずの行動計画

(第3期)

<平成26年度～平成29年度>

【素案】

目 次

1．みどりとみずの行動計画(第3期)の策定にあたって

- (1) みどりとみずの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) みどりとみずの行動計画の位置付け・・・・・・・・ 3

2．みどりの現状

- (1) 第1期・第2期行動計画の実績と評価・・・・・・・・ 4
- (2) みどりの資源調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3．第3期行動計画

- (1) 第3期行動計画の特徴、位置づけ・・・・・・・・・・ 8
- (2) みどりとみずの基本計画の施策体系・・・・・・・・ 11
- (3) 第3期行動計画の事業一覧・・・・・・・・・・・・ 12

1. みどりとみずの行動計画（第3期）の策定にあたって

（1）みどりとみずの役割

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象の進行など、世界的に環境問題が深刻化しており、世田谷区においても、土地の細分化や宅地化の進展に伴い農地や樹林地が減少するなど、かつての風景や生物の多様性が失われつつあります。また、東日本大震災の教訓を受けて、安全安心の街づくりや地域コミュニティの向上などがこれまで以上に求められています。このような中で、みどりとみずは以下の効果を総合的に果たし、その役割はきわめて重要になっています。

都市環境の改善

植物は、大気汚染物質を吸着して大気を浄化し、交通騒音を緩和するなど、都市環境を様々な面で改善します。

生物の生息環境

公園・緑地、河川や道路の街路樹、学校のみどり、住宅の庭木など、みどりとみずがつながることによって、生物の移動ルートとなります。

自然の水環境の回復

みどりが増えることにより、透水面である自然面が増え、雨水の地下浸透や貯留機能が高まります。

地域の風景の形成

みどりとみずが守られることによって、社寺林、屋敷林、古くからの住宅庭園などの世田谷らしい風景を季節ごとに感じさせてくれます。

都市の安全性の確保

公園や街路樹及び河川が火災の延焼防止や、避難路・避難場所として有効に機能します。

安らぎやふれあいの醸成

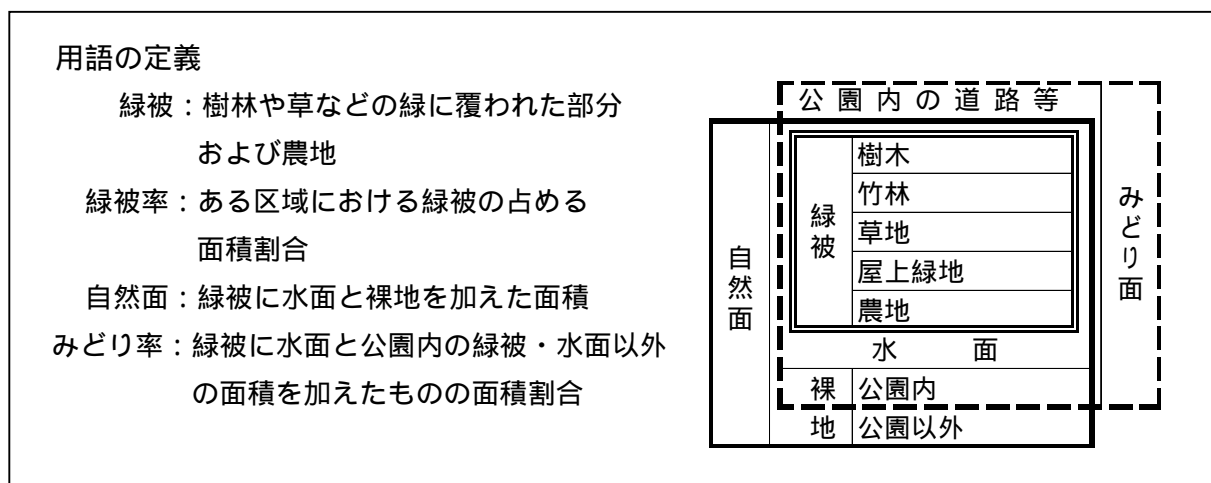
目に映るみどりが多いと、人は安心感や満足感を得られると言われており、様々な世代によって様々なふれあいが生まれます。

(2) 策定の趣旨

区は、「世田谷みどり33」の取組みを進めるため、平成20年度を初年度とする10か年の「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定しました。「世田谷区みどりとみずの行動計画（以下「行動計画」という。）」は、みどりとみずの基本計画の推進に向けて、区が主体となって、区民、事業者と協働しながら推進していく具体的な取組（事業）を体系的に示すものです。

みどりとみずの基本計画の策定にあわせて平成20年度を初年度とする第1期行動計画（平成20年度～23年度）を策定し、さらに、第1期行動計画の推進状況の確認と事業評価を行いながら新たな環境変化を踏まえて、平成23年度には第2期行動計画（平成24年度～25年度）を策定し、これまで各種事業を推進してきました。一方、平成23年度に実施した「世田谷区みどりの資源調査」では、区のみどり率は24.6%となり、平成18年度の25.56%から0.96ポイント（約56ha）減少している結果となりました。

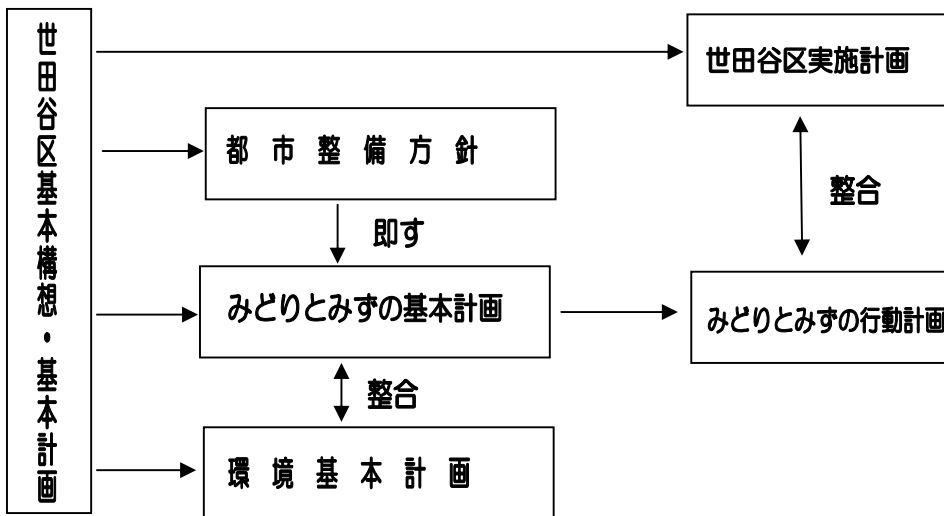
このため、みどりの資源調査の結果などを踏まえて第1期・第2期行動計画の取り組み及びみどりとみずの基本計画の施策の評価を行い、平成26年度を初年度とする新たな行動計画（第3期）を策定しました。



(3) みどりとみずの行動計画の位置付け

行動計画は、みどりとみずの基本計画の推進に向けて、各施策に応じた事業実施の目標と事業内容を示すものです。この行動計画は、区が主体となって、区民、事業者と協働しながら事業を推進していくもので、区の実施計画と連携しています。

このため、新たな行動計画（第3期）の計画期間は、みどりとみずの基本計画及び区の新たな基本構想に基づく実施計画の計画期間を踏まえて平成26年度～29年度の4年間とします。



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	...
世田谷区基本構想	→					基本構想(20年間)						
世田谷区基本計画	→					新たな基本計画(10年間)						
世田谷区実施計画	→				新たな実施計画							
みどりとみずの基本計画	10年計画											
みどりとみずの行動計画	第1期			第2期			第3期					

2. みどりの現状

(1) 第1期・第2期行動計画（平成20年度～25年度）の実績と評価

(a) 公園

これまでの行動計画では、公園緑地用地の取得 10.2ha、公園緑地の整備を 11.2ha と事業目標を設定し、二子玉川公園をはじめとする用地を取得して周辺住民の意見を反映しながら計画的に整備を進めるなど公園緑地整備に取り組みました。その結果、公園緑地整備の実績は 14.3ha（平成 25 年度末見込み値）達成率は 128%と、行動計画の事業目標を上回るものとなりました。

また、みどりとみずの基本計画で定めた 10 年間の増加目標 19.8ha（区立）のうち、6 年間での達成率は 72%（目標 60%）となっています。

(b) 道路

これまでの行動計画では、新設道路の緑化面積の事業目標を 2.9ha（平成 25 年度末の緑化延べ面積 117.65ha）と設定し、都市計画道路の補助 154 号線や区画街路 8 号線など道路緑化の推進やフラワーロードの整備を進め、実績は 3.1ha（平成 25 年度末見込み値）達成率は 107%と行動計画の事業目標を上回るものとなりました。

また、みどりとみずの基本計画で定めた 10 年間の新設道路の緑化目標 5.4ha に対して実績は 3.1ha で、6 年間の達成率は 57%（目標 60%）となっています。引き続き新設道路の緑化を進めるとともに、既存道路の街路樹の生長を促し、適切に維持管理します。

(c) 学校

これまでの行動計画では、区立学校における緑化面積の事業目標を 2.4ha（平成 25 年度末の緑化延べ面積 21.5ha）と設定し、烏山北小学校や上北沢小学校などの校庭芝生化や屋上緑化などを推進し、実績は 2.8ha（平成 25 年度末見込み値）達成率は 117%と、行動計画の事業目標を上回るものとなりました。

また、みどりとみずの基本計画で定めた 10 年間の区立学校の緑化目標 4.3ha に対して実績は 2.8ha で、6 年間での達成率は 65%（目標 60%）となっています。引き続き区立学校の緑化を進め、区立以外の学校施設への緑化を働きかけます。

(d) 公共施設

これまでの行動計画では、公共施設における緑化面積の事業目標を 1.1ha（平成 25 年度末の緑化延べ面積 11.4ha）と設定し、池尻複合施設や給田福祉園などの公共施設の新設における緑化推進や既存施設の緑化を推進し、実績は 0.4ha（平成 25 年度末見込み値）達成率は 36%に留まりました。

また、みどりとみずの基本計画で定めた 10 年間の区立施設の緑化目標 1.3ha に対

して実績は 0.4ha で、6 年間での達成率は 31%（目標 60%）となっています。これは、緑化対象施設が少なかったことが主な原因となっています。引き続き区立施設の緑化を進め、区立以外の公共施設へも緑化を働きかけます。

(e) 民有地

これまでの行動計画では、道路沿道の緑化や屋上・壁面緑化、駐車場緑化に対する助成などによる緑化の啓発により、民有地の緑化を促進しました。その実績は、生垣・フェンス緑化では約 8.8km、屋上・壁面緑化では約 6,200 m²の整備に対し助成を行いました。

また、建築行為等に伴う緑化について、みどりの基本条例による緑化指導に加え、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、建築確認との連動による確実な緑化の推進に取り組みました。

(f) 農地

これまでの行動計画では、土に親しむ機会を提供し区内農業への関心と理解を深める場として、区民農園、ふれあい農園、体験農園等の開園を推進し、農業の振興を図ってきました。また、農地保全方針を策定し、喜多見農業公園や桜丘農業公園など 4 か所（8.3ha）について、農地を活かしたまちづくりの拠点として都市計画公園・緑地に指定し、農地の長期的な保全に取り組みました。

農地の保全には、農地制度や税制度の改正も必要であり、都市農地保全推進自治体協議会等、都市農地保全に取り組む自治体と連携を図りながら、制度改正に向けた要望や提案を国等に対して行っています。

行動計画（第 1 期、第 2 期）における主な施設の実績

	行動計画（H20～H25）の 6 年間での事業量		みどりとみずの基本 計画（H20～H29）の 10 年間での増加目標	10 年間のうち 6 年間の 達成率 (6 年間の目標を 60%と する)
	目標	実績		
公園整備	目標	11.2ha(a)	19.8ha(c)	72% (b ÷ c)
	実績	14.3ha(b)		
	達成率	128% (b ÷ a)		
道路緑化	目標	2.9ha	5.4ha	57%
	実績	3.1ha		
	達成率	107%		
学校緑化	目標	2.4ha	4.3ha	65%
	実績	2.8ha		
	達成率	117%		
公共施設 緑化	目標	1.1ha	1.3ha	31%
	実績	0.4ha		
	達成率	36%		

(2)みどりの資源調査結果(平成23年度実施)

世田谷区では、区内のみどりの現況を把握し、みどり行政の検証と今後の施策の基礎資料とするため、都市計画法に基づく土地利用現況調査の一部として、5年毎に「みどりの資源調査」を実施しています。この調査では、航空写真によりみどりに覆われている面積を調査することで、緑被率及びみどり率を算出し、みどり行政の施策目標の基礎資料としています。

(a)緑被率・みどり率の推移 ~平成18年に比べて緑被率・みどり率は減少~

平成23年の世田谷区の緑被率は22.89%で、23区では練馬区に次いで緑被率の高い区となっています。しかしながら、平成18年調査に比べて緑被面積が約65ha減少し、緑被率は1.12ポイント減少しました。みどり率も24.6%と区の概ね1/4をみどり面が占める状況ですが、みどり面の面積も約56ha減少し、みどり率も0.96ポイント減少する結果となりました。このように平成18年から平成23年にかけて区の緑被率やみどり率は減少傾向にあります。その一方で区の公園面積は増加しており、みどり率の減少を抑える役割を果たす結果となっています。

みどり面の区分内訳を見ますと、草地と農地が減少し、樹木地と屋上緑地が増加しました。草地と農地の減少は、未利用地の草地であった場所の宅地化や相続による農地の転用が主な要因と考えられます。また、樹木地や屋上緑地の増加は、樹木の生長と緑化指導等の効果によるものが主な要因と考えられます。

(b)公民別の緑被割合 ~民有地の緑被面積が減少~

公民別の緑被面積等の動向をみると、緑被面積の約2/3は民有地にありますが、公共用地の緑被面積が14.1ha増加しているのに対して、民有地の緑被面積は約79.2ha減少し、緑被率も減少しています。

(c)敷地面積別の緑被率 ~敷地面積が小さいほど緑被率は低い~

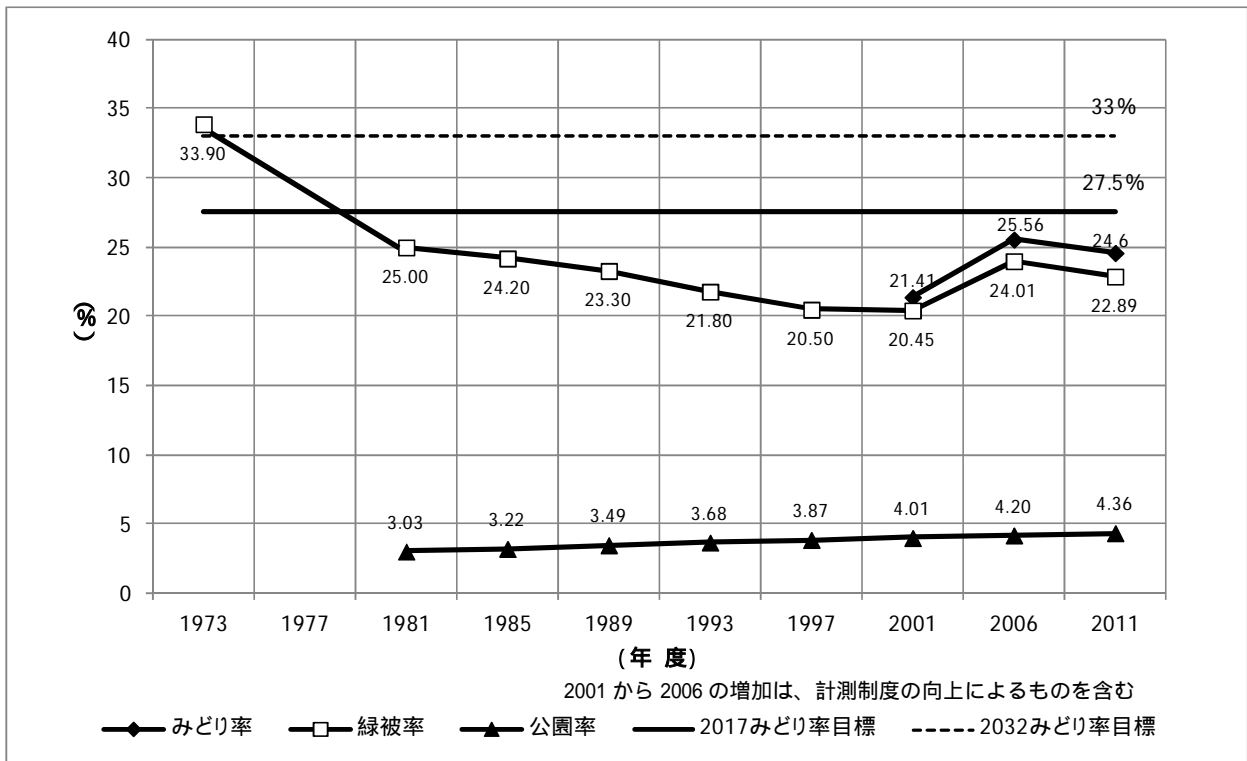
専用住宅(戸建住宅)では、敷地面積が300~500㎡では緑被率が30%を超えますが、敷地面積100㎡未満では緑被率が約5%となり、敷地面積が小さくなるほど緑被率が低くなる傾向が見られます。

(d)土地利用別の緑被の推移 ~専用独立住宅で減少、集合住宅で増加~

公共用地のうち、官公庁施設は敷地面積の増加とともに、樹木地面積も増加しており、土地利用転換に伴い適正な緑化が行われたものと考えられます。

住宅用地のうち、専用独立住宅では敷地面積は増加していますが、緑被面積は減少しました。これは屋敷林や芝生地などを有する大規模な独立住宅が、開発によって細分化されて緑被面積が減少したこと、農地等から新たに宅地化され緑が減少したことなどが原因と考えられます。集合住宅では、敷地面積の増加に伴い、緑被面積も増加しました。樹木地や屋上緑地が増加しており、新たに開発された集合住宅の施設緑地分の増加であると考えられます。

緑被率・みどり率の推移



緑被率・みどり率の変化 (平成 18 年 ~ 平成 23 年)

区分	平成18年(8月)		平成23年(6月)		平成23年 - 平成18年		
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	増減率	
みどり面	樹木地	963.30	16.58%	967.76	16.66%	4.46	0.08%
	草地	289.76	4.99%	230.44	3.97%	-59.32	-1.02%
	農地	131.14	2.26%	113.07	1.95%	-18.07	-0.31%
	屋上緑地	10.22	0.18%	18.08	0.31%	7.86	0.13%
	緑被計(緑被率)	1,394.42	24.01%	1,329.35	22.89%	-65.07	-1.12%
	水面	28.71	0.49%	28.11	0.48%	-0.60	-0.01%
	公園内の裸地・構造物	61.66	1.06%	71.36	1.23%	9.70	0.17%
みどり面計(みどり率)	1,484.79	25.56%	1,428.82	24.60%	-55.97	-0.96%	
その他	4,323.60	74.44%	4,379.58	75.40%	55.98	0.96%	
世田谷区全域面積 (ha)	5,808.40				-		

公民別の緑被状況の変化 (平成 18 年 ~ 平成 23 年)

区分	平成 18 年度		平成 23 年度		- 緑被面積 (ha)
	緑被面積 (ha)	割合 (%)	緑被面積 (ha)	割合 (%)	
公共用地	456.91	32.8	471.03	35.4	14.12
民有地	937.51	67.2	858.32	64.6	79.19
区全体	1394.42	100.0	1329.35	100.0	65.07

3 . 第 3 期行動計画

(1) 第 3 期行動計画の特徴、位置付け

第 3 期行動計画の計画期間は、みどりとみずの基本計画及び区の新たな実施計画の計画期間を踏まえて、平成 26 年度～29 年度の 4 年間とします。

将来的な目標は、平成 44 年にみどり率 33%を達成することを目指し、平成 29 年度のみどり率の目標値を 27.5%とし、第 3 期行動計画で行う事業のみどり増加量としては 10.2ha (0.18%) を目指し、みどりの質の向上にも重点を置きます。また、平成 30 年度からは、次期「みどりとみずの基本計画」を策定することを踏まえ、これまでの行動計画の施策を継続し、事業の充実・発展や新規事業の追加を行います。

行動計画における主な施設の事業量

	第 1 期・第 2 期行動計画の 6 年間の事業量	第 3 期行動計画の 4 年間の事業量	10 年間の事業量
公園(区立)	14.3ha	6.6ha	20.9ha
道路(新設)	3.1ha	1.6ha	4.7ha
学校(改修)	2.8ha	1.9ha	4.7ha
公共施設(改修)	0.4ha	0.1ha	0.5ha
計	20.6ha	10.2ha	30.8ha

民有地のみどり

民有地のみどりは、区の緑被地全体の 64.6% (858ha) を占め、宅地等のみどりの他に、世田谷のみどりの生命線である国分寺崖線や農地などがありますが、5 年毎に実施されるみどりの資源調査によると、平成 23 年度は平成 18 年度に比べて 79ha 減少しました。このため、さらなる宅地の緑化推進による新たなみどりの確保や、既存の樹木を大きく育てることなど、4 年間で 132ha (2.27%) のみどりの増加を目標に、これまで以上に民有地のみどりを守り増やす取り組みが必要です。

1 . 民有樹林地保全の推進

○保存樹木・樹林地制度による維持管理支援、移植助成制度を活用します。

市民緑地契約により民有樹林地の維持管理を支援するとともに、区民への公開を進めます。

特別緑地保全地区を指定し、制度の特性を活かして民有樹林地の永続的保全に取り組みます。

2. 農地保全の推進

生産緑地制度により農地を保全するとともに、宅地化農地の区民農園の活用など、地区毎の特性に応じた農地の保全策を講じ、農業振興等拠点の整備を図ります。農地を活かしたまちづくりの拠点として有効性が高い農地等について、農業公園を都市計画決定し、農業振興等拠点の整備・管理運営を行います。

「農の風景育成地区」は、農業振興や農地保全とともに、樹林の保全や地域資産の継承、農業公園の整備や防災兼用農業用井戸の整備を進めます。

都市農地保全に取り組む自治体と連携を図りながら、制度改正に向けた要望や提案を国等に対して行います。

3. 宅地の緑化推進

一定規模以上の敷地で建築行為を行う場合、「みどりの計画書」制度による緑化指導と緑化が法的義務となる緑化地域制度の併用により、確実に質の高いみどりを確保していきます。これにより、年間約10haの緑化面積の確保が見込まれます。

「みどりの計画書」の対象範囲を250㎡から、より広い範囲を対象とするため、150㎡以上とします。

緑化地域制度対象建築物について、工事完了後の維持管理義務を徹底します。

建築等に伴う緑化指導とあわせて、生垣や屋上・壁面緑化などの助成制度の周知を図ります。

4. 公的敷地の緑化推進

これまで緑化されていなかった鉄道敷等の公的敷地の緑化を検討、推進します。

公共のみどり

公共のみどりは、区の緑被地全体の35.4%(471ha)を占め、みどりの拠点として位置付けられる公園緑地、道路、小中学校などがあります。みどりの資源調査によると、平成23年度は平成18年度に比べて14ha増加し、区の施策が反映された結果となっており、引き続き公共の緑化を進めていきます。また、区立以外の公共施設への緑化要請や、街路樹を適切に管理することによる樹木の成長量などで、26.2ha(0.45%)のみどりの増加に努めます。

1. 公共施設緑化の推進

地域のみどり増加の気運を高めモデルとなるよう、区立学校・施設における緑化を推進します。

公共施設に隣接する道路や緑道などと、一体となった樹木・樹林地を育成します。多くの街路樹が強剪定を強いられ、樹木本来の樹冠を失いつつあります。みどり全体に占める道路のみどりの割合は高く、道路周辺の状況も踏まえながら適切に管理をしていきます。

2. 公園・緑地の整備、再生

公園緑地事業に期待される防災機能や健康レクリエーション効果を最大限に発揮させると共に、区民参加の手法を取り入れながら、世田谷のみどりづくりを推進し、景観形成などの地域環境にも寄与する都市施設としての公園緑地の整備を進めていきます。

既存の公園緑地が持つ緑の空間など既存ストックを再生し、活かしていく事も重要な取り組みのひとつです。テーマ性のある効果的な視点により既存の公園緑地の“質”の向上をめざし、改修・再生させる「公園いきいき事業」を推進します。既存の緑道を、災害時の避難路やみどりのネットワーク形成など地域に求められる視点から再評価し、日常生活に健康的な憩いの時間を与え、安心して歩ける散歩道として改良するため、老朽化した緑道の再整備を進めます。

みどりの質の向上、普及啓発

1. 生物多様性の確保

公園緑地、樹林地、農地、水辺などのネットワーク化を図り、量の確保だけでなく、多様な生物が生息できる空間を創出します。

区民・事業者・学識経験者などとの協働により、区内の動植物の現況と多様性を把握し、生態系の保全・回復に努める長期的な計画として「(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略」を策定し、その計画に則した、生物多様性に配慮した生活や事業を営むことで、みどりの質を高めていきます。

2. 見えるみどりの確保

公共施設や民有地の接道部における生垣や壁面緑化などの推進を通じ、目にふれるみどりや身近に感じられるみどりを増やしていきます。

個々のみどりをつなげて、皆が享受できる街並みづくりを推進します。

3. みどりに親しみ、みどりを育てる心の醸成

「みどり33」を達成するためには、区民の理解とご協力がなくてはなりません。地域活動を通じて、その輪を広げていくために、落ち葉掃きボランティアや森づくりなどの活動を進めていきます。

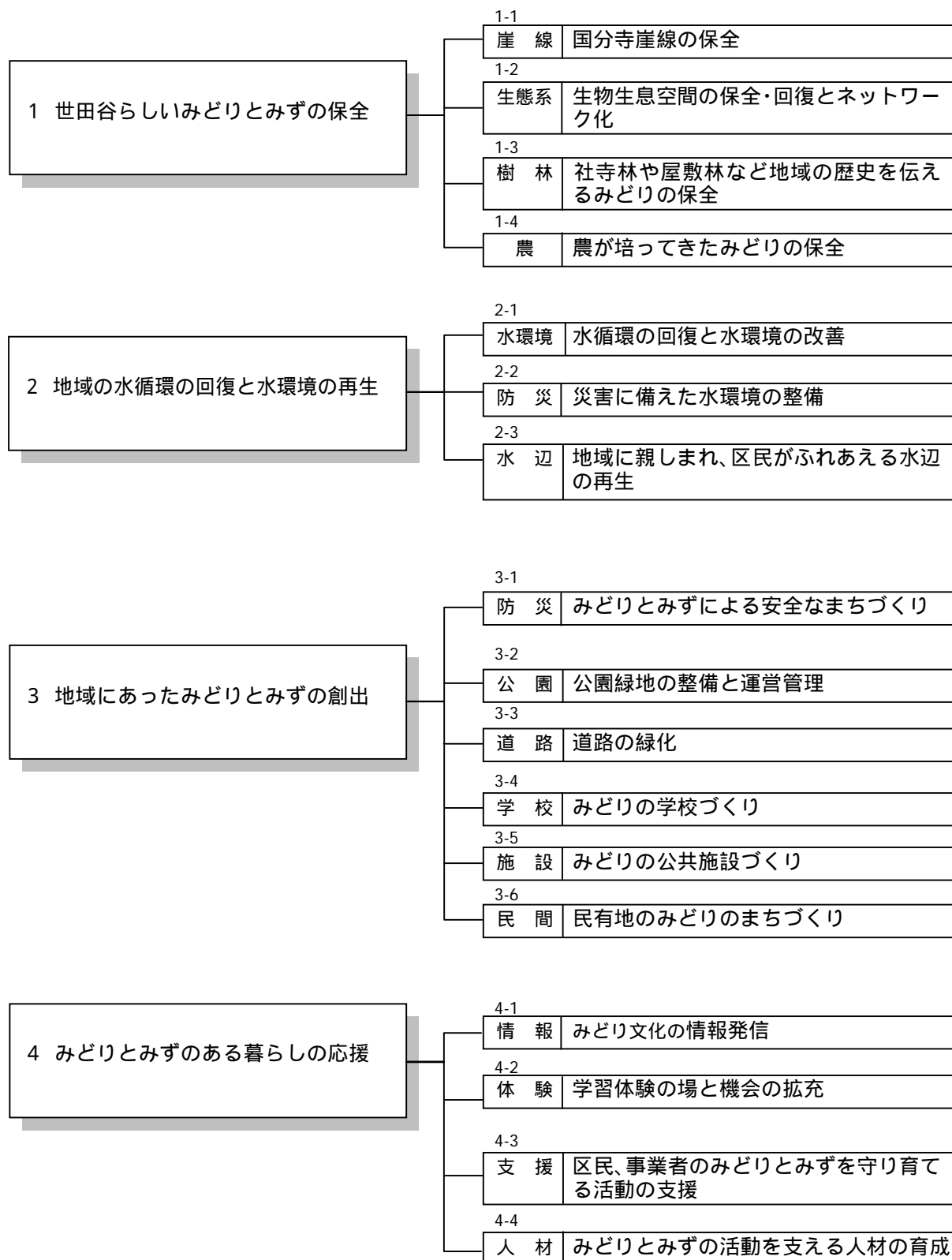
みどりとみずが持つ恵みと大切さを次代に継承するために、環境学習のひとつとして、小学校に「(仮称)みどりの出前講座」を実施します。

区民が自らみどりを植栽・管理することで、景観向上や意識の啓発が図られるため、記念となる時(新築や出産等)に苗木を配布します。

(2) みどりとみずの基本計画の施策体系

< 基本方針 >

< 施策一覧 >



(3) 第3期行動計画の事業一覧

追加・変更する事業

施策	事業	理由
1 - 1	追加 緑地保全手法の活用 「市民緑地契約」及び「特別緑地保全地区」の追加	民有樹林地保全推進のための具体策として、市民緑地契約及び特別緑地保全地区指定を計画的に促進するため。
1 - 2	変更 新「特色あるみどりの学校整備」 旧「学校ビオトープの整備」	ビオトープに限らず、各学校・園に合った手法で緑化を進めるため。
1 - 2	追加 (仮称)世田谷区生物多様性地域戦略の策定	長期的な戦略の元、生物多様性の維持と生態系の保全を進める必要があるため。
1 - 4	追加 農地保全方針に基づく取り組みの推進 「農の風景育成地区」の追加	都制度の「農の風景育成地区」第1号指定地において、農を活かしたまちづくりを進めるため。
1 - 4	変更 新「ふれあい農園の推進」 旧「ふれあい農業の推進」	事業実施所管課の事業名と整合を図るため。
3 - 6	追加 普及啓発事業 「3軒からはじまるガーデニング支援制度」の追加	地域住民の自主的な活動による花とみどりの街並みづくりの支援を行うため。
3 - 6	追加 普及啓発事業 「(仮称)オープンガーデン」の追加	民有地の緑化について、地域住民の自主的な活動を啓発するため。
3 - 6	追加 建築行為等に伴う緑化の推進 「みどりの計画書制度拡充施行」の追加	250 m ² 未満の敷地における、建築に伴う緑化を拡充するため。
3 - 6	追加 公的敷地における新たな緑化空間の確保	これまで緑化されていなかった鉄道敷等公的敷地について緑化を進めるため。
4 - 3	追加 記念樹の配布	新築等の記念時に苗木を配布し育てることで、みどりを育む心を醸成するため。

施策 1 - 1

国分寺崖線の保全

【ねらい・考え方】

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりとなっています。

現在の法制度や条例をより一層活用するとともに、関連条例の効果を検証しながら効果的に崖線を保全する施策を進めます。また、様々な普及啓発や区民との協働により国分寺崖線保全の運動を広げていくとともに、みどりを守り育てる基金により緑地を確保します。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
国分寺崖線での樹林地の保全	保全箇所数 延べ 24 か所(65,484 m ²)	諸制度を活用した保全 2 か所(600 m ²)	保全箇所数 延べ 26 か所(66,084 m ²)
緑地保全手法の活用 【再掲載 1 - 3】	市民緑地契約 13 か所(14,471.71 m ²) 特別緑地保全地区 4 か所(2.66ha) 各種媒体を使った緑地 保全手法の周知	市民緑地契約 6 か所(1,800 m ²) 特別緑地保全地区 2 か所 樹林地所有者へ個別 の制度周知	市民緑地契約 19 か所(16,271.71 m ²) 特別緑地保全地区 6 か所 緑地保全手法の周知 拡大
基金による公園緑地の確保【再掲載 3 - 2】	公園緑地確保のための基金周知	みどり 3 3 バッジの販売等の周知機会拡大	公園緑地確保のための基金周知拡大
国分寺崖線を守り育てる運動	各種媒体の活用や区民との協働による運動の促進、総合的な学習の支援、企業・団体の社会貢献活動との連携、ボランティアとの協働による緑地保全活動の実施など	国分寺崖線発見マップの配布、自然観察会の開催、国分寺崖線保全ネットワークの形成	国分寺崖線発見マップの配布、自然観察会の開催、国分寺崖線保全ネットワークの形成
湧水の保全活用	雨水浸透施設設置助成 ます等 12,779 基 S63 年度から集計	雨水浸透施設設置助成 ます等 1,200 基	雨水浸透施設設置助成 による湧水の保全推進 ます等 13,979 基

現況については、平成 25 年度事業が進行中のため、平成 25 年 10 月 11 日現在の見込数値を記載しています。

【事業内容】

国分寺崖線での樹林地の保全

特別保護区、保存樹林地、小樹林地、市民緑地、小さな森等の諸制度を活用し、国分寺崖線の民有樹林地を保全します。

緑地保全手法の活用

民有樹林地保全推進のための具体策として、市民緑地契約及び特別緑地保全地区指定を計画的に進めます。また、緑地保全手法をPRすることにより、樹林地などを保全します。

基金による公園緑地の確保

世田谷区みどりのトラスト基金への寄附等を周知することにより、公園緑地の確保を進めます。

国分寺崖線を守り育てる運動

国分寺崖線マップや崖線情報誌、ホームページの活用など、崖線のみどりとみずにふれあう機会の拡大に努めます。また、自然観察会や総合的な学習の時間の活用や企業・団体の社会貢献活動との連携、ボランティアとの協働など崖線のみどりとみずを守り育てる運動を広げます。

湧水の保全活用

雨水浸透施設を助成により設置を促進し、地下水の涵養を図ります。



世田谷区のみどりの生命線「国分寺崖線」

施策 1 - 2

生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

【ねらい・考え方】

国分寺崖線、多摩川の骨格的なみどりとみずの軸やまとまったみどりのあるみどりの拠点での生物多様性の維持と生態系の保持をはかります。さらに幹線道路とその沿道のみどりの軸や、学校のみどりや住宅のみどりなどにも生物生息空間のつながりを作って、区全域をネットワーク化します。また、地域の在来種を保全し、生態系の保全に努めます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
水辺空間の再生 【再掲載 2 - 3】	水辺空間の再生箇所 延べ 72 箇所	水辺空間の再生箇所 2 箇所	水辺空間の再生箇所 延べ 74 箇所
特色あるみどりの 学校整備 【再掲載 3 - 4】	生物生息空間整備箇所 小学校 12 校 中学校 1 校	多様な生物生息空間の 創出	生物生息空間のネット ワーク化への寄与
区民参加による身近な生き物調査	まちの生きものしらべ調査種数 10 種/年	まちの生きものしらべの実施	生きものしらべ調査からの環境評価
「(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略」策定		地域戦略の策定	地域戦略の展開

【事業内容】

水辺空間の再生

湧水などの地域の水資源を生かし、区民が身近に水とふれあい、地域に親しまれる空間として水辺の再生をすすめます。

特色あるみどりの学校整備

街路樹や緑道、公園などと連携し、点としての生物生息空間から、線や面としての生物生息空間となるようネットワークの形成をめざし、生物の移動が容易な、みどりの回廊をつくります。

区民参加による身近な生き物調査

生物生息空間の保全・回復のために、身近な生き物調査を継続的に実施し、成果を検証することで、今後の施策の検討の基礎的情報とします。

「(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略」策定【新規】

区民・事業者・学識経験者等との協働により「(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略」の策定をすすめ、計画に基づき生物多様性の維持と生態系の回復をはかります。

施策 1 - 3

社寺林や屋敷林などの地域の歴史を伝えるみどりの保全

【ねらい・考え方】

世田谷のみどりの特徴は、社寺林や屋敷林と古くからの住宅庭園などの民有地に残る身近なみどりが、区域全体に点在し、地域の歴史を伝えていることです。

現在の法制度や条例をより一層活用するとともに、大規模開発に対しては、緑地保全方針を策定していくなど地域のみどりの財産を保全・継承していきます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
既存樹木の保全支援	移植費用助成本数 延べ 52 本 H20 年度から集計	移植費用助成制度による支援	移植費用助成制度による支援
大規模敷地における街づくり誘導指針の活用	街づくり誘導指針策定箇所(緑地の保全に活用したもの) 延べ 15 箇所 H23 年度から集計	街づくり誘導指針の活用	大規模敷地の緑地保全
樹林地の保全	保全箇所数 111 箇所(308,479 m ²)	諸制度を活用した保全 6 箇所(1,800 m ²)	保全箇所数 117 箇所(310,279 m ²)
緑地保全手法の活用 【再掲載 1 - 1】	市民緑地契約 13 箇所(14,471.71 m ²) 特別緑地保全地区 4 箇所(2.66ha) 各種媒体を使った緑地保全手法の周知	市民緑地契約 6 箇所(1,800 m ²) 特別緑地保全地区 2 箇所 樹林地所有者へ個別の制度周知	市民緑地契約 19 箇所(16,271.71 m ²) 特別緑地保全地区 6 箇所 緑地保全手法の周知拡大
屋敷林小樹林地の管理支援 再掲載【1 - 4】	支援箇所 1 箇所 H25 年度から集計	支援箇所 2 箇所	支援箇所 3 箇所
地域のみどりとみずを知り、守り育てる運動	各種媒体の活用や区民との協働による運動	国分寺崖線発見マップなどによる周知や環境保全ボランティア養成講座の実施など	地域のみどりとみずを知り、理解する機会の拡大
地区計画・地区街づくり計画による緑化の推進 【再掲載 3 - 6】	地区計画策定箇所 82 地区 地区街づくり計画 93 地区	地区計画策定箇所 16 地区 地区街づくり計画 18 地区	地区計画策定箇所 98 地区 地区街づくり計画 111 地区
名木百選と巨樹の P R	各種媒体を使った名木百選と巨樹の周知拡大	世田谷名木百選マップの配布	各種媒体を使った名木百選と巨樹の周知拡大

【事業内容】

既存樹木の保全支援

増改築等により、やむを得ず樹木を移植する際の費用の一部助成などにより、既存のみどりの保全に向け、事業者との協議や保全支援に努めます。

大規模敷地における街づくり誘導指針の活用

大規模な敷地においては、まとまった樹林地が開発等によって失われないように、街づくり条例に基づく「街づくり誘導指針」を策定し、緑地の保全に十分配慮した開発計画となるよう誘導します。

樹林地の保全

特別保護区、保存樹林地、小樹林地、市民緑地、小さな森等の諸制度を活用し、民有樹林地を保全します。

屋敷林小樹林地の管理支援

所有者の方が行う管理の一部を区が支援することで、屋敷林や小樹林地の保全を図ります。

地域のみどりとみずを知り、守り育てる運動

情報誌の発行、ホームページの活用など、地域のみどりとみずの財産を知り、理解する機会をつくります。また、「トラストまちづくり大学」の開催など、区民との協働によるみどりとみずを守り育てる運動を広げます。

地区計画・地区街づくり計画による緑化の推進

建築物の緑化率の最低限度や道路沿い緑化など、地区計画などによる緑化を誘導します。

名木百選と巨樹のPR

世田谷名木百選マップや名木百選パネル展示などを通して、名木百選や地域を代表する巨樹をPRしていきます。



名木百選（駒沢公園のコブシ）

施策 1 - 4

農が培ってきたみどりの保全

【ねらい・考え方】

農地は、農業後継者の問題、相続税の問題などにより減少していますが、世田谷の農地をその機能から環境農地という区民共通の財産としてとらえ、区民・事業者・区の協働、国への要請など、あらゆる努力によって保全していかなければなりません。農業の基盤づくりと区民とのつながりを進めながら農の豊かさを守り伝えていきます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
農業の基盤づくり	認定・認証農業者認定者数 71 件	認定・認証農業者認定者数 7 件/年	認定・認証農業者認定者数 99 件
ふれあい農園の推進	ふれあい農園開園数 69 園	ふれあい農園の継続開園	ふれあい農園開園数 70 園
体験農園の拡充	体験農園の開園数 4 園	体験農園の継続開園	体験農園の開園数 4 園
次大夫堀公園自然体験農園の運営	自然体験農園の開設数 1 園	自然体験農園の適切な運営	自然体験農園の適切な運営
区民農園の拡充	区民農園の開設数 ファミリー農園 23 園 クラインガルテン 1 園 学童ふれあい農園 2 園	区民農園の継続開園	区民農園の開設数 ファミリー農園 23 園 クラインガルテン 1 園 学童ふれあい農園 2 園
農地保全方針に基づく取組みの推進	農業公園の都市計画決定箇所数 4 か所(8.30ha) H20 年度から集計 農業公園の整備運営構想の策定 「農の風景育成地区」の指定 1 か所	農業公園の都市計画決定箇所数 4 か所(4.84ha) 農業公園整備箇所数 3 か所(0.53ha) 農の風景の育成	農業公園の都市計画決定箇所数 8 か所(13.14ha) 農業公園整備箇所数 3 か所(0.53ha) 農の風景の維持
屋敷林小樹林地の管理支援 再掲載【1 - 3】	支援箇所 1 か所 H25 年度から集計	支援箇所 2 か所	支援箇所 3 か所

【事業内容】

農業の基盤づくり

農産物のブランド化や認定・認証農業者の支援などにより農業基盤を強化し、農地の保全につなげます。

ふれあい農業の推進

区民が土に親しみ収穫の喜びを得る機会を提供することで、都市農業への理解を深めます。具体的には、ふれあい野菜園、ふれあい果樹園、親子で野菜の収穫、花の寄せ植えづくり体験、花の栽培指導を進めます。

体験農園の拡充

農地の保全と農家の経営、区民との交流、農業サポーターの人材育成などを目的に体験農園を拡充します。都市農地の保全的価値や区民の農業体験のニーズは高いため、都市農地の保全と農家の経営を両立させる新たなしくみを模索していきます。

次大夫堀公園自然体験農園の運営

体験農園事業を拡充していくために、次大夫堀公園の自然体験農園を運営します。

区民農園の拡充

土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深めるため、区民農園を拡充します。

農地保全方針に基づく取組みの推進

農業公園の都市計画決定をすすめ、農業振興等の拠点整備や管理運営を通して、農地の保全を促進します。また、「農の風景育成地区」は、農を活かしたまちづくりのモデル地区として農の風景の育成・維持を図っていきます。



農の風景育成地区

施策 2 - 1

水循環の回復と水環境の改善

【ねらい・考え方】

豪雨対策行動計画に基づき、新築の建築全棟に雨水浸透施設を設置することを目標に、雨水浸透施設の設置を促進する他、透水性舗装の拡大や、広域の上流域の自治体と連携して流域の水循環回復を進めるなど、雨水浸透能力の確保・増進や水循環回復をさまざまな方策で進めます。また、下水道事業者である都と連携しつつ、河川の水質改善を進めます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
道路、公園、公共施設、開発行為、集合住宅建築等における雨水浸透・貯留施設設置の推進と指導【再掲載 2 - 2】	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱、開発審査基準、住環境条例施行規則 豪雨対策行動計画の中間見直し 雨水浸透貯留 32.0 万 t	要綱、審査基準等による指導 雨水浸透貯留の推進	道路、公園、公共施設、開発行為、集合住宅建築等における雨水浸透・貯留施設設置の推進
建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及の推進	各種媒体を使った雨水浸透施設の普及の周知	各種媒体を使った雨水浸透施設の普及の周知	雨水浸透施設の普及の推進
雨水タンク設置助成	雨水タンク設置助成数 275 基 H22 年度から集計	雨水タンク設置助成 325 基	雨水タンク設置助成 600 基
雨水の活用促進	公共施設等における雨水の活用促進	雨水の活用促進	雨水活用の普及
地下水・湧水調査	地下水・湧水調査の実施	地下水・湧水調査の実施	地下水・湧水調査の保全
宙水現況調査	宙水現況調査の実施	区民への情報提供資料配布	区民への情報提供資料配布
環境調査	河川の水質・生物調査の実施 水質調査 5 回/年 生物調査 1 回/年	河川の水質・生物調査の実施 水質調査 5 回/年 生物調査 1 回/年	環境状況の把握

【事業内容】

道路、公園、公共施設、開発行為、集合住宅建築等における雨水浸透・貯留施設設置の推進と指導

豪雨対策行動計画に基づき、道路、公園、公共施設、開発行為、集合住宅建築等における雨水浸透・貯留施設設置を推進します。

建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及の推進

雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、雨水流出抑制施設設置のお願いやポスターなどを通じ、建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及を推進します。

雨水タンク設置助成

雨水タンク設置助成により、建物への雨水貯留・利用を促進します。

雨水の活用促進

貯留雨水のトイレ洗浄等への活用を促進します。

地下水・湧水調査

国分寺崖線や特別保護区を中心に地下水・湧水調査を実施し、地下水、湧水の保全に努めます。

宙水現況調査

現況を把握し、宙水の保全及び漏水事故の予防に努めます。

環境調査

水質汚濁対策の一環として、年 5 回の河川水質の定期的な調査と年 1 回の河川生物調査を継続します。



雨水の貯留・利用（雨水タンク）

施策 2 - 2

災害に備えた水環境の整備

【ねらい・考え方】

近年の異常気象により集中豪雨が多発し、中小河川の水害が発生する危険度が高まっています。都市型水害の対策として、緑地を保全・創出するとともに、雨水浸透機能の保全、再生および雨水貯留を進めます。また、地震などの災害発生時に備え、利用可能な水の確保と水辺を再生します。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
道路、公園、公共施設、開発行為、集合住宅建築等における雨水浸透・貯留施設設置の推進と指導【再掲載 2 - 1】	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱、開発審査基準、住環境条例施行規則豪雨対策行動計画の中間見直し 雨水浸透貯留 32.0 万 t	要綱、審査基準等による指導 雨水浸透貯留の推進	道路、公園、公共施設、開発行為、集合住宅建築等における雨水浸透・貯留施設設置の推進
防災対策基盤整備 震災対策用井戸の確保 マンホールトイレの確保 防火水槽の設置指導 (H20 年度から集計) 【再掲載 2 - 3】	防災対策基盤整備数 132 箇所 905 基 (公園含む) 106 箇所	防災対策基盤整備数 10 箇所 71 基 (公園含む) 指導の継続	防災対策基盤整備数 142 箇所 976 基 (公園含む) 指導による設置箇所増加

【事業内容】

防災対策基盤整備

地震などの災害発生時に備え利用可能な水やトイレを確保するために、震災対策用井戸、防火水槽、マンホールトイレ等の設備設置を進めます。

施策 2 - 3

地域に親しまれ、区民がふれあえる水辺の再生

【ねらい・考え方】

区では親水公園づくりや高度処理水の利用によるせせらぎの復活など、水辺のふれあいの再生を進めてきました。

湧水などの地域の水資源を生かし、区民が身近に水とふれあい、地域に親しまれる空間として水辺を再生していきます。また、鳥や虫などの生物を育み、災害時に活用できる水辺としていきます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
水辺空間の再生 【再掲載 1 - 2】	水辺空間の再生箇所 延べ 72 箇所	水辺空間の再生箇所 2 箇所	水辺空間の再生箇所 延べ 74 箇所
防災対策基盤整備 震災対策用井戸 の確保 マンホールトイレ の確保 防火水槽の設置 指導 (H20 年 度から集計) 【再掲載 2 - 2】	防災対策基盤整備数 132 箇所 905 基 (公園含む) 106 箇所	防災対策基盤整備数 10 箇所 71 基 (公園含む) 指導の継続	防災対策基盤整備数 142 箇所 976 基 (公園含む) 指導による設置箇所 の増加
湧水等の紹介、案内 板の設置	案内板の設置箇所数 5 基	案内板の設置箇所数 1 基	案内板の設置箇所数 6 基

【事業内容】

湧水等の紹介、案内板の設置

湧水などでは、地域の人々の記憶を呼び起こすために、看板を設置し、湧水の紹介、解説などを行うことで、みずへの理解やふれあいを促進します。

施策 3 - 1

みどりとみずによる安全なまちづくり

【ねらい・考え方】

みどりとみずは災害時には、延焼遮断帯や遅延帯、緊急時の初期用水、避難路、防災活動拠点等、多面的な機能を発揮します。

道路の整備と合わせた沿道の緑化や適切に公園等を整備していくことによりみどりのネットワークをつくり、災害時に安全なまちづくりを進めます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
木がのびのびと育つ道路づくり 【再掲載 3 - 3】	道路緑化面積 延べ 117.87ha	道路緑化面積 1.58ha 都施行 放射 23 号線 補助 128 号線 区施行 補助 49, 54, 154, 216, 217 号線 区画街路 8, 10 号線	道路緑化の推進 延べ 119.45ha
公園の防災機能の強化【再掲載 3 - 2】 災害用マンホールトイレの整備 計画的な防災機能の整備	災害用マンホールトイレの整備数 68 基 公園震災マニュアル案作成	災害用マンホールトイレの整備数 30 基 災害時公園利用計画づくり	災害用マンホールトイレの整備数 98 基 災害時公園利用計画策定
防災まちづくりによる広場用地取得	防災まちづくりによる広場用地取得箇所 5 か所 H20 年度から集計	防災まちづくりによる広場用地取得 4 か所	防災まちづくりによる広場用地取得 9 か所

【事業内容】

防災まちづくりによる広場用地取得

防災まちづくり推進地区等における防災まちづくりにより広場用地の取得をすすめます。

施策 3 - 2

公園緑地の整備と管理運営

【ねらい・考え方】

区民一人ひとりが緑と水の豊かな世田谷で暮らしていると実感でき、世田谷全体が公園として感じられるようなまちづくりと、誰もが利用しやすい公園づくりを進めます。また、全国の先駆けとなったプレーパークなどの先進的な公園の運営管理の歴史を持つ世田谷区では、パートナーシップによる新たな展開を図りながら、より利用される公園の運営管理をめざします。

平成 29 年度末までの目標

	第 1 期・第 2 期行動計画 の 6 年間で増やした量	第 3 期行動計画の 4 年 間で増やす量	10 年間で増やす量
公園（区立）	14.3ha	6.6ha	20.9ha

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
公園緑地用地取得	公園用地取得面積 9.63ha H20 年度から集計	公園用地取得面積 公園用地 3.34ha 緑地保全 0.82ha 農地保全 0.68ha 合計 4.84ha (2.79ha は H26 ~ 29 整備、2.05ha は整備予定)	公園用地取得面積 13.57ha
新たな公園緑地の整備	公園緑地整備面積 174.10ha	公園緑地整備面積 4.53ha (開発行為等による整備 0.80ha 含む)	公園緑地整備面積 178.63ha
土地区画整理事業、開発行為、防災まちづくり等による公園緑地整備	上記に含む	上記に含む	上記に含む
基金による公園緑地の確保 【再掲載 1 - 1】	公園緑地確保のための基金周知	みどり 33 バッジの販売等の周知機会拡大	公園緑地確保のための基金周知拡大
公園いきいき事業の推進 大規模公園改修 緑道改修(再整備) 特色ある公園・身近な広場の再生 管理協定制度の推進	大規模公園改修 11 箇所 緑道再生 3,318m 公園再生 17 公園 管理協定講習会の開催、公園サポーター制度の推進	大規模公園改修 8 箇所 緑道再生 1,335m 公園再生 16 公園 管理協定講習会の開催	大規模公園改修 19 箇所 緑道再生 4,653m 公園再生 33 公園 管理協定、公園サポーター制度の推進

事業	現況 (平成25年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成26～29年度)	目標とする状態 (平成29年度末)
公園の健康・ユニバーサルデザイン(UD)に基づく取組みの推進 UDに対応した再生 公園UD対応トイレの整備 健康遊具の設置	公園再生 20公園 トイレ整備 7棟 健康遊具設置 90基 H20年度から集計	公園再生 16公園 トイレ整備 8棟 健康遊具設置 40基	公園再生 36公園 トイレ整備 15棟 健康遊具設置 130基
公園の防災機能の強化【再掲載3-1】 災害用マンホールトイレの整備 計画的な防災機能の整備	災害用マンホールトイレの整備数 68基 公園震災マニュアル案作成	災害用マンホールトイレの整備数 30基 災害時公園利用計画づくり	災害用マンホールトイレの整備数 98基 災害時公園利用計画策定

【事業内容】

公園緑地用地取得

公園が少ない地域や、防災面では防災街づくり推進地区などに配慮するとともに、みどりの拠点やみどりとみずの軸、みどりのネットワークに配慮して公園緑地用地を取得します。(次項「公園配置方針図」参照)

新たな公園緑地の整備

公園緑地の整備にあたっては、事業に期待される防災機能や健康レクリエーション効果を発揮させると共に、景観形成などの地域環境にも寄与する都市施設として、区民参加の手法を取り入れながら整備を進めます。

土地区画整理事業、開発行為、防災まちづくり等による公園緑地整備(含む寄付受納)

土地区画整理事業、開発行為、防災まちづくり等による公園緑地整備を推進します。

公園いきいき事業の推進

より利用される公園緑地をめざし、テーマ性のある効果的な視点により既存の公園緑地の質の充実を図り、魅力を高める改修・再生を推進します。また、既存の緑道については、災害時の避難路やみどりのネットワーク形成など地域に求められる視点から再評価し、老朽化した緑道を、安心して歩ける散歩道として再整備を進めます。

さらに、公園緑地の管理・運営についても多様な区民参加を進め、安全安心・快適な公園の実現を図ります。

公園の健康・ユニバーサルデザインに基づく取組みの推進

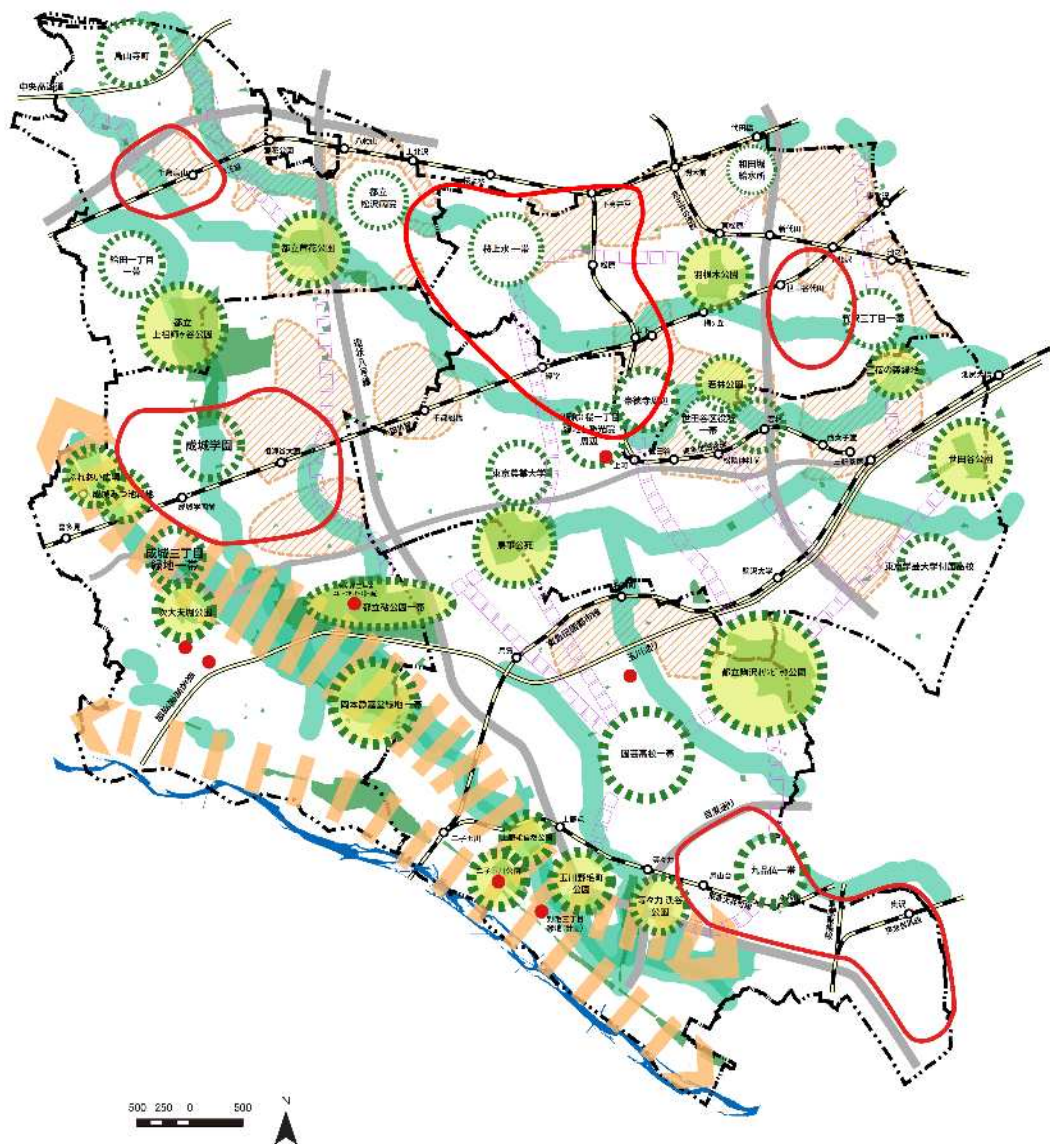
多くの方が利用する公共施設である公園については、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて整備、管理に取り組みます。特に、新たに整備する公園トイレや老朽化

したトイレについて、ユニバーサルデザインに対応した建築、改修を進めていきます。
 また、健康遊具の設置などの日常的に公園利用する中で、健康増進に資するような公園の整備、再生を進めます。

公園の防災機能の強化

災害時の避難場所としての機能向上をめざし、防災活動のスペースを確保し、災害用マンホールトイレを計画的に整備するなど、防災機能の強化に取り組みます。

公園配置方針図（みどりとみずの基本計画）



凡例							
	みどりの拠点		みどりの拠点となる公園等		骨格的なみどりとみずの軸		みどりとみずの軸
	公園が少ない地域		防災街づくり推進地区		みどりのネットワーク		都市公園・緑地
	新設公園		河川		支所界		鉄道
	幹線道路		高速道路				

施策 3 - 3
道路の緑化

【ねらい・考え方】

道路は、車や自転車、人の安全な通行を支える交通機能だけでなく、防災やインフラ施設の収容空間としての空間機能、都市の構成要素や景観形成などの市街地形成機能といった複合的な機能を持っています。

この複合的な機能を持つ道路が、安全で快適な道路環境となるようみどりの軸となる道路や都市計画道路を中心に道路の緑化を進めるとともに、既存の街路樹を育てていきます。

平成 29 年度末までの目標

	第 1 期・第 2 期行動計画 の 6 年間で増やした量	第 3 期行動計画の 4 年 間で増やす量	10 年間で増やす量
道路（新設）	3.1ha	1.6ha	4.7ha

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
木がのびのびと育つ 道路づくり 【再掲載 3 - 1】	道路緑化面積 延べ 117.87ha	道路緑化面積 1.58ha 都施行 放射 23 号線 補助 128 号線 区施行 補助 49, 54, 154, 216, 217 号線 区画街路 8, 10 号線	道路緑化の推進 延べ 119.45ha
フラワーロードの 整備	フラワーロードの整備 延長 1,140m	フラワーロードの整備 延長 418m	フラワーロードの整備 延長 1,558m

【事業内容】

木がのびのびと育つ道路づくり

快適な道路環境とみどり豊かな風格ある都市をめざし、みどりの軸や幹線道路などでは十分な植栽帯を確保し、新設道路のみどり率が、植物が生長し 10 年後には 33% となるよう管理の研究や沿道住民の理解を得ながら、樹冠が大きく育つ樹木を植栽します。また、既存道路の限られた空間を適切に活用した道路緑化を推進します。

フラワーロードの整備

道路の植樹帯に花壇を併設し、花の植え付けや水やりなど、日常の花の管理を地域の方々と区が一緒に行い、花とみどりでいっぱいの道路づくりを進めます。

施策 3 - 4

みどりの学校づくり

【ねらい・考え方】

「みどりの世田谷を守り育てる」次世代を育む場所として、学校は特に重要であり、「せたがや学校エコライフ活動」など、さまざまな環境教育を進めてきました。

今後も、施工方法や維持管理手法の検討、保護者や地域住民の活動の調整など学校の特性に応じた緑化を進めるための区の体制を整備した上で、みどりの学校づくりを進めます。

平成 29 年度末までの目標

	第 1 期・第 2 期行動計画 の 6 年間で増やした量	第 3 期行動計画の 4 年 間で増やす量	10 年間で増やす量
学校（区立）	2.8ha	1.9ha	4.7ha

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
区立学校のみどり 面積アップ	区立学校のみどり面積 21.89ha	学校緑化推進計画による 推進 1.91ha	区立学校のみどり面積 23.80ha
特色あるみどりの 学校整備 【再掲載 1 - 2】	生物生息空間整備箇所 小学校 12 校 中学校 1 校	多様な生物生息空間の 創出	生物生息空間のネット ワーク化への寄与
公共施設における 雨水浸透・貯留施設 設置の推進と指導 【再掲載 3 - 5】	世田谷区雨水流出抑制 施設の設置に関する指 導要綱、開発審査基準、 住環境条例施行規則 豪雨対策行動計画の中 間見直し 雨水浸透貯留 (区立学校を含む区立公 共施設) 8.9 万 t	要綱、審査基準等に よる指導 雨水浸透貯留の推進	公共施設における雨 水浸透・貯留施設設 置の推進
雨水の活用の促進	雨水の活用 29 校	雨水の活用推進 3 校	雨水の活用 32 校

【事業内容】

区立学校のみどり面積アップ

学校緑化推進計画により、校庭芝生化、屋上緑化、緑のカーテン等による緑化により区立学校のみどり面積を拡充します。

雨水の活用の促進

貯留雨水の学校トイレ洗浄等への活用を推進します。

施策 3 - 5

みどりの公共施設づくり

【ねらい・考え方】

公共施設が地域のみどりのシンボルとして、美しい緑の景観を形成し、訪れる人に潤いややすらぎを与える拠点とするために、緑化を積極的に推進します。

平成 29 年度末までの目標

	第 1 期・第 2 期行動計画 の 6 年間で増やした量	第 3 期行動計画の 4 年 間で増やす量	10 年間で増やす量
公共施設（区立）	0.4ha	0.1ha	0.5ha

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
区立公共施設のみ どり面積アップ	区立公共施設のみどり 面積 延べ 11.1ha	区立公共施設のみどり 面積 0.1ha	区立公共施設のみどり 面積 延べ 11.2ha
公共建築物等にお けるみどりの風景 づくりの指導、助言	風景づくり計画に基づ くみどりの風景づくりの推 進 46 件 H20 年度より集計	風景づくり計画に基づ くみどりの風景づくり の推進	風景づくり計画に基づ くみどりの風景づくり の推進
公共施設における 雨水浸透・貯留施設 設置の推進と指導 【再掲載 3 - 4】	世田谷区雨水流出抑制 施設の設置に関する指 導要綱、開発審査基準、 住環境条例施行規則 豪雨対策行動計画の中 間見直し 雨水浸透貯留 (区立学校を含む区立公 共施設) 8.9 万 t	要綱、審査基準等によ る指導 雨水浸透貯留の推進	公共施設における雨 水浸透・貯留施設設 置の推進
雨水の活用の促進	雨水の活用 19 施設	雨水の活用推進	雨水の活用

【事業内容】

区立公共施設のみどり面積アップ

屋上、壁面など建築物の緑化や、パーゴラや植え込みなどの小さな空間を活用した緑化、駐車場緑化など、民有地緑化のモデルとなるような緑化を推進します。

公共建築物等におけるみどりの風景づくりの指導、助言

風景づくり計画に基づく建築物等のみどりの風景づくりを推進します。

雨水の活用の促進

貯留雨水のトイレ洗浄等への活用を推進します。

施策 3 - 6

民有地のみどりのまちづくり

【ねらい・考え方】

これまで区では、みどりの計画書による緑化指導や生垣・花壇造成助成、屋上・壁面緑化助成の他、ガーデニングフェア等でのPR、花による緑化推進事業や地域緑化を進め、着実に実績を作ってきました。

これまでの取り組みの実効性を高めるとともに、建築物緑化認定制度の創設やみどりと花いっぱい運動の推進など、区民とともに「みどりのまちづくり」をより一層に進めていきます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
普及啓発事業 ガーデニングフェアの開催 緑のカーテンの普及 花づくり団体の活動支援 3 軒からはじまるガーデニング支援制度 (仮称)オープンガーデン	主要イベント来場者数 延べ 97,000 人 講習会の開催及びホームページ等での周知 花苗の提供等 支援制度の開始	フェア開催 1 回/年 主要イベント来場者数 12,000 人/年 講習会の開催及び育成管理情報の拡充 花苗の提供、講習会の開催 支援制度の拡充 検討、実施	みどりと花のあるまちづくりの普及 区民・事業者と協働し、身近なみどりを創出する みどりと花いっぱい活動の推進 支援制度の拡充 実施
道路沿道の緑化の推進 生垣・フェンス緑化助成 花壇造成助成 シンボルツリー植栽助成	各種助成による緑化の促進 延べ 8,758m 240 m ² 147 本	道路沿道の緑化助成 1,000m 200 m ² 200 本	各種助成による緑化の促進 延べ 9,758m 440 m ² 347 本
屋上・壁面緑化助成	屋上・壁面緑化助成面積 6,152 m ²	屋上・壁面緑化助成 2,000 m ²	屋上・壁面緑化助成面積 8,152 m ²
駐車場緑化助成	駐車場緑化助成面積 517 m ²	駐車場緑化助成面積 700 m ²	駐車場緑化助成面積 1,217 m ²
駅と周辺商店街の緑化の促進	実施箇所数 7 駅	実施箇所数 4 駅	実施箇所数 11 駅
民有地の花による緑化	各種事業によるみどりと花いっぱい活動の推進	各種事業によるみどりと花いっぱい活動の推進	民有地の花のあるまちづくり

事業	現況 (平成25年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成26～29年度)	目標とする状態 (平成29年度末)
建築行為等に伴う緑化の推進 みどりの基本条例による届出 都市緑地法(緑化地域制度)の対象建築物 民有地の緑化推進	建築行為等に伴う緑化指導の届出件数 14,771件 719件 (維持管理指導50件) みどりの基本条例改正	みどりの基本条例による指導 都市緑地法(緑化地域制度)による緑化義務、違反予防指導 みどりの計画書制度拡充施行	みどりの基本条例による指導 都市緑地法(緑化地域制度)による緑化義務、違反予防指導
建築行為等におけるみどりの風景づくりの指導・助言	風景づくり計画に基づくみどりの風景づくりの促進 473件 H20年度より集計	風景づくり計画に基づくみどりの風景づくりの促進	風景づくり計画に基づくみどりの風景づくりの促進
地区計画・地区街づくり計画による緑化の推進 【再掲載1-3】	地区計画策定箇所 82地区 地区街づくり計画 93地区	地区計画策定箇所 16地区 地区街づくり計画 18地区	地区計画策定箇所 98地区 地区街づくり計画 111地区
建築物緑化認定ラベル交付制度 【再掲載4-3】	緑化基準遵守建築物に認定ラベルを交付	緑化基準遵守建築物に認定ラベルを交付	緑化基準遵守建築物に認定ラベルを交付
公的敷地における新たな緑化空間の確保		これまで活用されていなかった公的敷地の緑化を進めるための調査・検討	これまで活用されていなかった公的敷地の緑化推進

【事業内容】

普及啓発事業

ガーデニングフェアや緑のカーテン講習会などの普及啓発事業や、花による緑化推進事業や地域緑化などの地域活動を支援し、民有地における活動の支援を行います。また、「3軒からはじまるガーデニング支援制度」や「(仮称)オープンガーデン」を開催し、これまで以上に花とみどりのあふれる街並みづくりの支援を行います。

道路沿道の緑化の推進

道路沿いで生垣や多様な緑化を促進するため、地区計画で道路沿いの緑化を定めます。また、助成制度により生垣化を促進します。

屋上・壁面緑化助成

助成制度により、省エネルギーなど環境改善効果の高い屋上緑化や壁面緑化の普及を促進します。

駐車場緑化助成

駐車場設置者に、みどりの計画書の届出制度を周知し、緑化を要請します。駐車場緑化の事例や方法などのパンフレットを作成し、周知に努めます。また、東京都の駐車場緑化助成等を活用し、緑化を促進します。

駅と周辺商店街の緑化の促進

駅周辺や商店街などの限られた緑化スペースを有効に活用して、花とみどりにあふれた交流空間とすることで、街の魅力を引き出します。

民有地の花による緑化

みどりと花いっぱい協定、駅・みどりと花いっぱい運動、花のあるまちづくり運動など、地域住民等との協定によって、地域住民が空地进行を花などで緑化し管理することで、地域の環境改善を進めます。

建築行為等に伴う緑化の推進

みどりの基本条例による届出や都市緑地法による緑化地域制度などにより、民有地の建築行為等に伴う緑化を推進します。

建築物緑化認定ラベル交付制度

みどりの基本条例に定めた基準以上の緑化を行う建築物などを顕彰する、緑化認定ラベル交付制度を促進します。

建築行為等におけるみどりの風景づくりの指導・助言

風景づくり計画に基づく建築物等のみどりの風景づくりを促進します。

公的敷地における新たな緑化空間の確保【新規】

これまで緑化されていなかった、または緑化が困難とされていた鉄道敷等の公的敷地について、新たな緑化空間と捉えて緑化を進めていくため、調査・検討を行います。



緑化地域制度の巡回確認指導



普及啓発事業（ガーデニングフェア）

施策 4 - 1

みどり文化の情報発信

【ねらい・考え方】

区民が「みどりとみずの世田谷暮らし」(グリーンライフ) についての情報がタイムリーに得られるようにするため、みどりとみずの情報を一元化し、情報発信機能を高めるとともに、区民により親しまれる内容の情報としていきます。

情報の発信をはじめとする、区民のみどりとみずにふれあう暮らしや活動の支援は、区、(一財)世田谷トラストまちづくり、大学、関連団体等が連携しながら、ネットワーク型の体制で進めます。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
情報誌の発行	区のおしらせ(みどり 33 特集号)の発行	区のおしらせによる情報発信	みどり 33 事業の周知拡大
ホームページによる情報発信	みどり 33 活動報告 4 回/年	ホームページによるみどり 33 事業の情報発信	最新情報の掲載、適切な更新・運営管理
緑化相談の充実	建築に伴う緑化のための植栽ガイドブックの作成	相談内容の情報発信	相談内容の情報発信
街かどみどりの情報板	管理協定箇所 フィールドミュージアム (成城みつ池緑地、成城三丁目緑地)	情報板の設置検討	情報板の設置

【事業内容】

情報誌の発行

情報誌の発行によるみどり文化の情報を発信します。

ホームページによる情報発信

区ホームページでみどり 33 事業の情報を発信します。

緑化相談の充実

園芸等の様々な相談を瀬田農業公園(フラワーランド)で専門員が応じるとともに、園芸についての情報をホームページで紹介します。

街かどみどりの情報板

公園や緑道の目につくところに情報板を設置し、みどりとみずに関する催しや活動の紹介や季節の見どころ情報などを掲示します。

施策 4 - 2

学習体験の場と機会の拡充

【ねらい・考え方】

子どもからお年寄りまでの様々な区民が、それぞれの生活スタイルでのみどりのみずの場やふれあう機会を求めています。

本計画では、グリーンライフを実感し、それぞれの生活スタイルに応じたグリーンライフを過ごせるように、みどりとみずの場と機会を拡充します。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
フィールドミュージアムの整備	成城学園前駅周辺フィールドミュージアムの整備	「喜多見四・五丁目農の風景育成地区」「二子玉川公園周辺」フィールドミュージアムの整備	新たなフィールドミュージアムの検討・整備
多様な生活スタイルに応じたグリーンライフの提供	緑化講習会、自然観察会等の開催 延べ 163 回 特別保護区の公開回数 ・ 深沢八丁目無限罪 66 回 ・ 経堂五丁目 46 回 ・ 神明の森みつ池 24 回 ・ 烏山弁天池 常時 H20 年度から集計	講座・イベントなどの実施	体験型・研究型・保全型・ボランティア型などメニュー提供によるグリーンライフの享受
学校の地域学習や地域の生涯学習等と連携したみどりとみずの学習機会拡充	総合学習の支援 延べ 62 校、100 回 H20 年度から集計	総合的な学習の支援・中高生の保全活動参加 (仮称)みどりの出前講座の実施	総合的な学習の支援・中高生の保全活動参加

【事業内容】

フィールドミュージアムの整備

地域全体をひとつのミュージアムとして捉え、みどりとみずの散歩道に沿った公園、市民緑地などに解説板等を設け、せたがやの自然や生き物の知識が得られ、自然への関心が深められるように整備します。

多様な生活スタイルに応じたグリーンライフの提供

小さな森、特別保護区の公開、自然観察会・野鳥観察会、環境保全ボランティア養成、花づくり講習会など、多様なみどりとみずのふれあい体験の機会を事業者や NPO 団体など多様な主体とともに提供していきます。

学校の地域学習や地域の生涯学習等と連携したみどりとみずの学習機会拡充

「(仮称)みどりの出前講座」などの、学校の地域学習や地域の生涯学習等と連携したみどりとみずの学習機会を拡充します。



フィールドミュージアム



小学校での地域学習

施策 4 - 3

区民事業者のみどりのみずを守り育てる活動の支援

【ねらい・考え方】

世田谷のみどりのみずは区民参加のまちづくりの理念のもと、昭和 50 年代から公園の計画づくりや管理運営、緑化活動など様々な活動が行われ、世田谷のトラスト運動による市民緑地、小さな森の管理、国分寺崖線の保全調査等とあいまって現在の形がつくられています。

これらの活動の支援や生垣、雨水浸透施設などの助成制度を継続拡充させていくとともに、建築物緑化認定などの顕彰制度により区民によるみどりのみずを守り育てる活動をより一層促進します。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
建築物緑化認定ラベル交付制度 【再掲載 3 - 6】	緑化基準遵守建築物に認定ラベルを交付	緑化基準遵守建築物に認定ラベルを交付	緑化基準遵守建築物に認定ラベルを交付
寄付による公園づくり(寄付公園施設制度)	寄附ベンチの設置数 13 基 H24 年度から集計	寄附ベンチ事業の 検証・拡大	寄附ベンチ事業の拡大
みどりのみずの活動顕彰	みどりのみずを守り育てる活動顕彰方法の検討	みどりのみずを守り育てる活動顕彰方法の検討	みどりのみずの活動顕彰の実施
みどりのボランティア活動メニューの紹介	冊子・ホームページ等で区民活動団体等を紹介	冊子・ホームページ等で区民活動団体等を紹介	ボランティア活動メニューの周知拡大
園芸用土の再生利用	処理方法が確立されていない園芸用土の再資源化検討	処理方法が確立されていない園芸用土の再資源化検討	園芸用土の再資源化実施
緑化廃棄物の再生利用	剪定枝中間処理及びバイオマス関係施設の視察	再生資源化事業の成果を見極め、今後の展開について検討	再生資源化事業の成果を見極め、今後の展開について検討
記念樹の配布 【新規】		事業導入の検討・実施	苗木配布により、区民の緑化意識の高揚

【事業内容】

寄付による公園づくり(寄付公園施設制度)

公園づくりの際に、ベンチ等の公園資材について区民等から寄贈を受けることで、施設設置経費の縮減や区民等の公園に対する愛着を深めるために、寄付公園施設制度をすすめます。

みどりのボランティア活動メニューの紹介

冊子（生涯現役ハンドブック等）・ホームページ等で、区民活動団体、企業の貢献活動、参加方法など、みどりのボランティアを行う際の活動メニューを紹介します。

園芸用土の再生利用

不要になった園芸用土のリサイクルをすすめます。

緑化廃棄物の再生利用

廃棄処理されている樹木の剪定枝等を再資源化するため、処理・運営方法等を検討します。

記念樹の配布【新規】

区民が自らみどりを植栽・管理することで、景観向上や緑化意識の啓発が図られるため、新築や出産などの記念となる時に苗木を配布します。



寄附ベンチ（世田谷公園）

施策 4 - 4

みどりとみずの活動を支える人材の育成

【ねらい・考え方】

世田谷のみどりとみずを守り、増やし、手入れするためには、多くの区民がそれに関わっていくことが重要です。みどりとみずの活動を支える人材を育て、その輪を広げていくことが必要となります。

平成 29 年度末までの目標

事業	現況 (平成 25 年度末現在)	事業内容、増やす量 (平成 26 ~ 29 年度)	目標とする状態 (平成 29 年度末)
みどりの推進員制度の活用	講習会の開催 みどりの推進員通信 発行 認定団体数 42 団体	講習会の開催 みどりの推進員通信 発行 団体の認定	団体の地域での活動 支援
(一財)世田谷トラ ストまちづくり 人材育成事業	トラストまちづくり大 学の開催 学生インターンシッ プの実施	講座の実施 学生インターンシッ プの実施 成城産線ネットワー クの体制づくり	講座の実施 学生インターンシッ プの実施 成城産線ネットワー ク体制の構築
トラスト運動の 普及	トラスト運動支援 5,500 人/年	支援数拡大イベント、 会員募集キャンペーン の実施	トラスト運動支援者数 の拡大
みどりのボランテ ィア募集	花づくり活動団体、みど りと花いっぱい協定、花 による緑化推進協定、公 園管理協定など	多様なボランティアの 募集	みどりのボランティア 活動の促進
みどりのボランテ ィア研修	講習会の開催	研修の拡充	多様なボランティアの 募集
団体同士の交流	活動グループの紹介	通信・ニュース等での 活動紹介や講座等を通 じた支援交流	団体同士のつながりに よる活動の活性

【事業内容】

みどりの推進員制度の活用

地域のみどりを守り、育てる活動をしている区民や団体を「みどりの推進員」として認定し、地域での活動を応援します。

(一財) 世田谷トラストまちづくり人材育成事業

(一財) 世田谷トラストまちづくりのボランティア養成事業をはじめ、世田谷トラ

ストまちづくり大学や学生インターンシップにより人材育成を進めます。また、さらに多様なみどりとみずの活動の担い手を育成する講座や実践の場づくりを進めます。

トラスト運動の普及

賛助会員やボランティア等と連携・協力し、区内の自然環境や歴史的・文化的環境の保全を進めます。

みどりのボランティア募集

落ち葉掃き、花壇、公園管理、公園あそびの指導員、学校芝生、ビオトープ、公共施設などの、みどりとみずを維持管理するボランティアを、地域の方々、学校保護者や卒業生、専門家などから募集します。

みどりのボランティア研修

緑のカーテン講習会、庭木の手入れ講習会など、みどりのボランティア研修の拡充を図ります。

団体同士の交流

みどりとみずを守る活動を行う団体同士の交流をすすめます。



みどりのボランティア活動



庭木の手入れ講習会

そだてよう みどりの世田谷

世田谷みどり33



区制100周年(2032年)までに みどり率33%の達成をめざします。

世田谷区みどりとみずの行動計画
(平成26年度～平成29年度 第3期)

編集・発行 世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
TEL 03 - 5432 - 2281
FAX 03 - 5432 - 3083
<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>